



農業委員会だより



■ 平成30年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会 ■
(平成30年11月15日 北斗市農業振興センター)

★主な内容

- 農業委員会総会の開催予定……………P18
- 総会で決まったこと・あっせん農地紹介… P19
- 活動報告(作況調査)・農地賃借料情報…P20
- 農業委員の声……………P21

総会名	開催日	開催場所	許可申請等締切日	現況調査
第22回	2019年3月25日(月)	農業委員会会議室	3月11日(月)	3月18日(月)
第23回	2019年4月26日(金)	〃	4月12日(金)	4月19日(金)
第24回	2019年5月23日(木)	〃	5月9日(木)	5月16日(木)
第25回	2019年6月24日(月)	〃	6月10日(月)	6月17日(月)
第26回	2019年7月26日(金)	〃	7月12日(金)	7月19日(金)
第27回	2019年8月26日(月)	〃	8月9日(金)	8月19日(月)
第28回	2019年9月26日(木)	〃	9月12日(木)	9月19日(木)

総会は、農業委員会が処理すべき事項を審議あるいは協議し決定する場で、通常月1回開催されます。

農業委員会 総会開催予定

※日程は都合により変更となる場合があります。
最新情報は農業委員会事務局(☎65-2519)までお問い合わせください。

**農業委員会総会で
決まったことを
お知らせします**

第16回 平成30年9月26日

- ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 2件(可決)
- ・農地法第5条の規定による許可申請について(農委許可) 1件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 1件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申し出について 1件(可決)

第17回 平成30年10月26日

- ・平成30年10月10日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について1件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 2件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 1件(可決)
- ・土地の現況証明願について 3件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申し出について 1件(可決)

第18回 平成30年11月26日

- ・平成30年10月18日から11月14日までに提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について 3件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 2件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について 1件(可決)

ついて(所有権移転)

- ・農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 3件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申し出について 1件(可決)

第19回 平成30年12月21日

- ・平成30年11月19日から11月28日までに提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について 2件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借) 3件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 3件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 7件(可決)
- ・土地の現況証明願について 2件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申し出について 1件(可決)

第20回 平成31年1月24日

- ・平成30年12月20日から平成31年1月10日までに提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について 3件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 1件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 2件(可決)
- ・土地の現況証明願について 1件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申し出について 1件(可決)

**農地の賃貸・売買をしたいのに
相手が見つからない……**



そんなときは



農業委員会では、自己所有農地の賃貸または売却を考えている方と、農地を賃借または購入したいと考えている農業者の方のマッチングを行っています。

① 「あっせん」

七飯町内の農振農用地(青地)の賃貸借、売買希望の登録ができます。賃貸・売却希望農地、賃借・購入希望者の登録をもとに、農業委員会でマッチングを行います。

- ◆件数◆ **貸したい**：【本町地区】桜町(畑) 1件、緑町(畑) 1件、鶴野(田) 3件
【藤城・峠下地区】仁山(田) 2件
【大中山地区】大中山(畑) 1件

- 売りたい**：【本町地区】鳴川(畑) 1件、桜町(田) 3件(畑) 1件、緑町(畑) 7件、鶴野(畑) 1件
【藤城・峠下地区】藤城(田) 4件、上藤城(畑) 1件、峠下(畑) 2件、仁山(田) 3件
【大中山地区】大中山(畑) 5件、大川(畑) 4件、中野(田) 2件、中島(田) 2件、豊田(畑) 5件

借りたい：本町地区(畑) 1件

買いたい：藤城・峠下地区(田) 1件、中野・中島地区(田) 5件、大沼地区(田) 1件、(畑・軍川地域のみ) 1件

- ◆詳細◆ 農業委員会事務局 (☎65-2519) またはお近くの農業委員・推進委員

② 「空き農地情報バンク」

七飯町内の農振農用地以外の農地の賃貸借、売買希望の登録ができます。七飯町ホームページに登録一覧表を掲載し、利用希望者が直に交渉します。

- ◆詳細◆ 農業委員会事務局 (☎65-2519)

七飯町ホームページ>観光・産業>産業>農業>農林水産業に関わる手続き>七飯町空き農地情報バンクについて
(<http://www.town.nanae.hokkaido.jp/hotnews/detail/00005993.html>)

③ 「農地中間管理事業」

農地中間管理機構(北海道農業公社)を通して農地を賃貸借する方法です。公社が農地を借受け、公募に応募した農業者の中から貸付先を決定します。借受希望者の公募は、原則年2回(5月と9月)です。



- ◆詳細◆ 公益財団法人北海道農業公社ホームページ (http://www.adhokkaido.or.jp/chukankikou/nc_kikotoha.html)

作況調査 町内一円で実施

平成30年9月11日

農作業の本格的な収穫を迎えた9月に、例年実施しております作況調査を行いました。



当日は晴天に恵まれ、町内各地の農作物の生育状況や台風被害の状況等を確認することができました。
また、道の駅なないろ・ななえの農産物の販売スペースを視察し、販売状況等も確認しています。



農地の賃借料情報

七飯町内で平成30年1月から12月までに締結された賃借料水準を公表します。
平成21年の農地法改正により、従来の「標準小作料制度」が廃止され、農業委員会では「農地賃借料情報の提供」を行っています。

(農地法第52条：情報の提供等) 農地の賃貸借契約をしようとする方の目安となるよう、実際に締結された農地の賃貸借契約の賃借料をもとに作成した「賃借料情報」を参考に、貸し手、借り手が十分な話し合いのうえで、農地の賃借料を決めて下さい。地域区分は下記のとおりです。

- 七飯方面 本町、桜町、鳴川、緑町、飯田町、大中山、大川、中野、中島、豊田、鶴野、上藤城、藤城、峠下、仁山
- 大沼方面 大沼町、上軍川、軍川、東大沼、西大沼

1 田(水稲)の部

(金額は10a当たり)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
七飯方面	11,000円	17,363円	4,904円	22
大沼方面	8,000円	12,240円	6,000円	16

2 畑(普通畑)の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
七飯方面	9,700円	10,000円	8,367円	12
大沼方面	5,300円	6,000円	5,000円	5

3 畑(果樹地・りんご)の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
七飯方面	—	—	—	実績なし
大沼方面	—	—	—	実績なし

- ※1 データ数は、集計に用いた件数です。
- ※2 賃借料を物納支給(玄米等)としている場合は、玄米1俵(60kg)12,000円、白米1俵(60kg)20,000円に換算し算出しています。
- ※3 平均金額は算出結果を四捨五入し100円単位で算出しています。最高・最低額は実金額を記載しています。

一人ひとりの農業者を応援する
農業者年金



農業者年金 6つのポイント

- ① 農業者なら広く加入できる
- ② 積立方式・確定拠出型で安定した年金財政
- ③ 保険料の国庫補助あり
- ④ 保険料は自分で選べ、いつでも見直しができる
- ⑤ 社会保険料控除など税制面での優遇措置
- ⑥ 終身年金(早く亡くなっても80歳までの分は保証付き)

■詳しくは…
農業委員会・
JA新はこだて
七飯基幹支店までどうぞ

農業委員の声



小坂 寛和 委員

農業委員として

今年の5月には新天皇が即位され、新しい元号、新しい時代が始まります。

当町においては、この4月より中島地区に稼働する新野菜広域流通施設(仮称)が、地域農業の強化に大きく寄与すると期待しています。

近年、働き方について多様化が進み、地域社会における人手

不足が深刻さを増す中、農業においても労働力確保が重要課題になっていきます。

昨年の農業委員会研修では「スマート農業(ロボット技術やICT活用等)」を学び、一歩先をゆく農業の可能性を垣間見ました。

働き方改革における農業分野での外国人就労拡大等と併せ、これからの農業のあり方を注視してまいります。

今後とも叡知の集積に努め、担い手への農地集積と育成や優良農地の確保、遊休農地等の課題に、より一層力を注いでいきます。

また、今こうして2期目の農業委員を務められるのは、妻や家族、両親の理解と協力があったこそと感謝しています。次世代の人達がやりたいと思

える、魅力ある農業を目指して今後とも頑張つてまいります。



山川 明 委員

農業委員としての責任

私が農業委員に就任し、早一年半が過ぎました。

農業委員の職務は、農地の現況調査や農地パトロール、それらに伴う毎月の総会での地目変更の認定や農地の売買、賃貸務であります。委員としての職務をきちんと果たせているの

か、日々内省しながらも、他の委員の方々のお力添えもあり、これまで活動してこることができました。

少子高齢化の中、労働力不足や後継者不足などで経営規模の縮小や離農が目立ち、農地耕作放棄地が多数見受けられます。

またTPP11やEUとのEPA(経済連携協定)発行など農業を取り巻く環境は大変厳しい状況です。

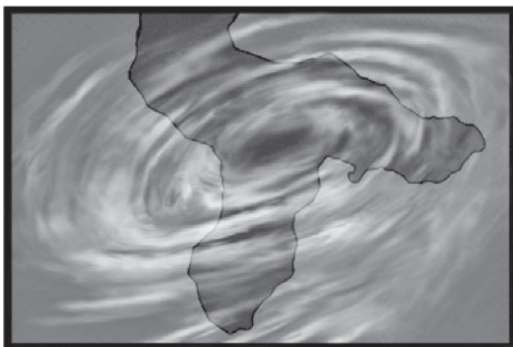
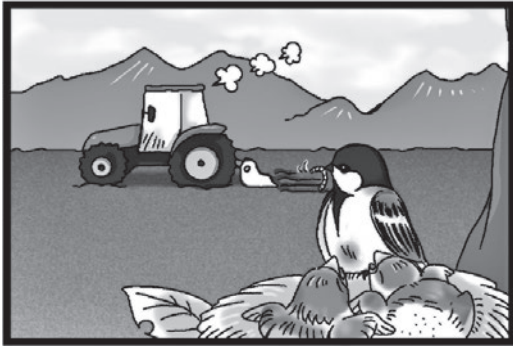
農業人口が減る中、若い世代の人や担い手が安心して営農生活できる様な環境を創つていかなければなりません。

七飯農業の維持発展の為、微力ながら、他の農業委員及び推進委員、関係機関等と協力しながら頑張つていきたいと思っておりますので、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

4コマさん

～農家はつらいよ編～

作 久保田隆博 画 事務局



★編集・発行

七飯町農業委員会
事務局(役場内)

〒041-1192

七飯町本町6丁目1-1

☎65-2519(直通)

Fax65-9280

編集委員

菅野 大栄 茂
小澤 久悦
宮田 学
杉村 悦

全国農業新聞の購読について(お知らせ) ～毎週金曜日にお届けします暮らしと経営に生きる情報～

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する「週刊」農業総合専門誌です。

◆毎週金曜 発行

◆購読料は月額700円(年間8,400円)



※購読の申込み手続きなど、詳しくは農業委員会事務局(☎65-2519)までお気軽にお問い合わせください。